

通院や買い物、公共機関などへ行くためのタクシー料金を補助します。

神川町外出支援タクシー 利用料金補助事業

《対象者》

神川町にお住まいで以下の項目すべてに該当する方が対象です。

- ・現在有効な運転免許証を所持していない方
- ・65歳以上の方又は福祉タクシー利用料金助成事業の対象となる方
- ・社会福祉施設(サービス付き高齢者向け住宅を含む)に入所していない方
- ・対象者本人に町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の未納がない方

※福祉タクシー利用料金助成事業の対象となる方とは、次のいずれかに該当する方です。

- ・身体障害者手帳1級～3級所持者
- ・精神保健福祉手帳1級又は2級所持者
- ・療育手帳[㊤]又は A 所持者

《目的》

日常生活で必要とされる外出（医療機関への受診や買い物等）に対し、タクシー料金の一部を補助することにより、交通の確保を図り、利用者の負担を軽減することを目的とする。

《補助内容》

- ・ 利用券の補助金額は、1枚につき**500円**です。
- ・ 利用券は1月あたり**6枚**又は**3枚**の割合で交付します。

※6枚交付の方：65歳以上の方で福祉タクシー利用券の交付を受けていない方
3枚交付の方：・65歳未満の方で福祉タクシー対象の障害者手帳をお持ちの方
・福祉タクシー利用券の交付を受けている方

- ・ 1回の乗車につき利用券**6枚**まで利用できます。
ただし、乗車賃以上の利用券の使用はできません。

《申請に必要なもの》

- ・ 利用される方の本人確認書類（マイナンバーカードや健康保険証など）
- ・ 利用される方の写真（縦3cm×横4cm、正面向、脱帽）
※申請に本人が来庁される場合は、申請時に撮影することも可能です。
- ・ 障害者手帳（お持ちの方）

《利用について》

次の場合等の日常生活に必要な外出にご利用いただけます。

- ・ 医療機関
- ・ 公共施設
- ・ 金融機関
- ・ 買い物

※娯楽施設への移動などにはご利用いただけません。

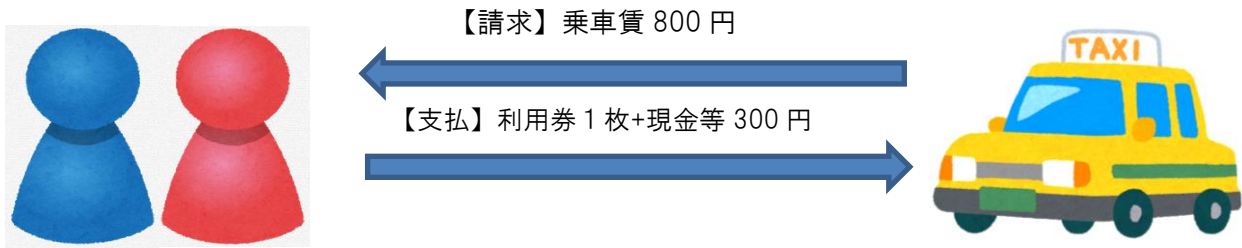
《届出》

次のような場合は資格変更（喪失）の届出が必要になります。

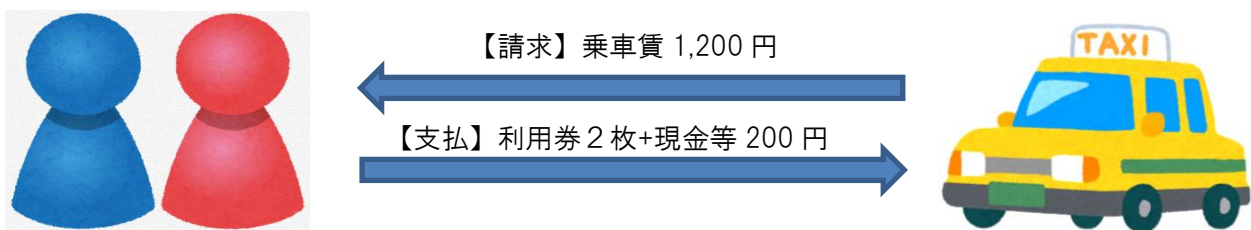
- ・ 住所変更があった場合
- ・ 施設に入所した場合
- ・ 障害等級に変更があった場合
- ・ その他登録内容に変更があった場合

《利用券の使い方》

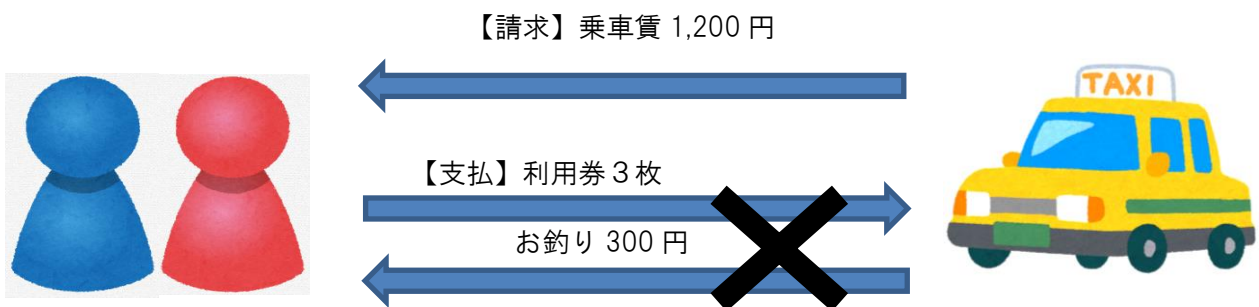
- 乗車賃が 800 円（500 円以上 1,000 円未満）の場合



- 乗車賃が 1,200 円（1,000 円以上 1,500 円未満）の場合



- 次のような使い方はできません。



※ 乗車賃以上の利用券を使うことはできません。

※ 福祉タクシー利用券との併用はできません。

(1 度の精算時に 2 種類の利用券を同時に使うことはできません)

《利用可能事業者一覧》

神川町外出支援タクシー利用券は以下のタクシー事業者で利用できます。

所在地	事業所	電話番号
神川町	神川交通	0495-77-2007
	結ケアタクシー	090-2337-5533
	愛介護タクシー	080-6543-8085
藤岡市	介護タクシースマイル	0274-52-3460
	上信ハイヤー 藤岡	0274-24-2222
	藤岡タクシー	0274-23-8000
	鬼石タクシー	0274-52-2621
本庄市	本庄タクシー	0495-21-5111
	朝日自動車	0495-21-7777
	明日香交通	0495-22-2600
	上信ハイヤー 本庄	0495-21-0551
	上信ハイヤー 児玉	0495-72-0433
	本庄合同タクシー	0495-22-2007
	花かんざし(ノエル)	0495-71-8614
深谷市	深谷タクシー	0120-174-747

※おかけ間違いのないようご注意ください。

《申請・問い合わせ先》

- ・ 神川町役場 町民福祉課
0495 - 77 - 2112
- ・ 神泉総合支所 地域総務課
0274 - 52 - 3271

